

畿央大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

畿央大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、畿央大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神は、「徳をのばす」「知をみがく」「美をつくる」と簡潔で、具体的に分かりやすく、教育課程編成や授業内容に反映されており、使命・目的及び教育目的には大学の個性や特色が明示されている。使命・目的及び教育目的は中長期計画及び三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）等へ適切に反映されている。「専門的な知識と実践力、そして豊かな人間性をもって健康と教育の分野で社会に貢献できる人材を養成する」という教育目的を達成するために、適切な学部学科、大学院研究科を設置している。

「基準 2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーに沿った学生受入れのためにさまざまな選抜方法を工夫し、受験生やステークホルダーへの周知活動を行って、多くの受験者数を確保している。カリキュラムポリシーにおいては教養教育として「生命倫理」を全学の必修科目としている。アクティブ・ラーニングの取組みとしてタブレット型コンピュータを学生に貸与し、積極的に IT を利用して教育効果の向上を図っている。平成 27(2015)年度から「第 2 期情報環境基本計画」に着手して、更に高度な ICT（情報通信技術）利用環境を整備しつつある。また多くの学生が積極的にボランティア活動に参加し、地域に貢献している。

各学科の必要とされる基準を満たした専任教員を配置し、その年齢構成、男女比は概ねバランスの良い構成である。FD(Faculty Development)活動として「研究授業」の参観後に「授業研究会」を開催して意見交換を行い、効果的な授業方法についての検討がなされ、教員の資質・能力向上に努めている。

「基準 3. 経営・管理と財務」について

寄附行為により法令を遵守することを明確にするとともに、学内諸規則に基づき適切に運営されており、経営の規律と誠実性は維持されている。法令で定められた教育情報・財務情報をホームページで公開し、広く社会に周知している。学長は理事長が兼務しているが、それぞれの職務権限は明確に区別されている。学長が室長を務める「教育推進室」では、大学及び大学院の全教育課程を通じた組織的かつ継続的な教育内容の方法及び改善を行っており、学長のリーダーシップのもとに教育改革が推進できる組織体制が確立している。理事会のもとに設置された「理事長室会議」では、経営、運営の状況及び社会の動向等を分析把握し、「学園中長期計画」や各事業を企画立案し、それらを実施する仕組みとなっており、ガバナンスが機能している。職員の資質向上を目的として、SD(Staff

Development)研修会を開催し、テーマを決めた講演、グループワークによる研修を実施している。財政基盤は安定しており、適正に会計処理されている。

「基準 4. 自己点検・評価」 について

自己点検・評価に関しては、地元地方自治体の職員も陪席した「大学評価委員会」を開催し、外部有識者の意見も活用するなど組織的に自己点検・評価活動が実施されている。平成 21(2009)年度に大学機関別認証評価を受けており、その後も教育研究の実態把握に努め、その結果を事業計画に反映させている。自己点検・評価を活用する PDCA サイクルの仕組みが確立している。

総じて、大学は健康科学部（理学療法学科、看護医療学科、健康栄養学科、人間環境デザイン学科）と教育学部（現代教育学科）から成る高等教育機関で、その使命・目的及び教育目的は明確である。大学は適切に運営されており、顕著な教育実績を挙げている。地元広陵町唯一の大学で、自治体から大学に寄せる期待も大きい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は、「徳をのばす」「知をみがく」「美をつくる」と簡潔に表現され、具体的に分かりやすく説明している。

「高潔な人格と幅広く高度な学識・技術を身につけ、地域社会・国際社会の発展に貢献する人材を育成する」という使命・目的について、大学及び大学院ともに学則に明確に定められ、簡潔に文章化されている。

【優れた点】

○命の尊さや生命倫理を深く理解させるために、「生命倫理」を全学生の必修科目とし、生命の尊さを教育していることは評価できる。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神は教育課程編成や授業内容に反映されており、使命・目的及び教育目的には大学の個性や特色が明示されている。

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は大学学則、大学院学則に定められており、人材育成の目的は学部・学科・研究科ごとに定められ、学校教育法や設置基準を遵守し法令に適合している。

学長をリーダーとして設置した「教育推進室」が中心となって教育研究環境の充実を図り、社会情勢の変化に対応した教育改革を行い、必要に応じて教育目的も見直している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

役員や教職員は大学の使命・目的及び教育目的と、その土台となる建学の精神を理解し、その策定などに関与・参画している。また教職員に対しては毎年4月に開催される全教職員連絡会において、大学が目指す方向性が示されている。

大学の使命・目的及び教育目的はホームページ、大学案内、学生ハンドブックなどに記載されており、オープンキャンパス、高校訪問などで積極的に学内外に周知している。

使命・目的及び教育目的は、中長期計画及び三つの方針等へ適切に反映されている。

「専門的な知識と実践力、そして豊かな人間性をもって健康と教育の分野で社会に貢献できる人材を養成する」という教育目的を達成するために、適切な学部・学科・研究科を設置している。また、研究活動の要である「ニューロリハビリテーション研究センター」には複数の専任教員を配置し、研究、大学院生の教育に成果を挙げている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーとして「畿央大学が求める学生像」を定めており、受験生や保護者、高校教員に周知を図っている。

「入学者選抜の基本方針」を定め、アドミッションポリシーに沿った適切な入学者選抜を実施している。入学者選抜は、多様な学生受入れのために AO 入試、指定校推薦入試、公募推薦入試、一般入試、センター試験利用入試、社会人入試等の選抜方法を工夫している。適切な学生受入れ数の維持のために受験生やステークホルダーへの周知活動を行い、受験者数の確保に努め、入学定員の確保がなされている。過去 5 年間の入学者充足率について、一部定員超過も見られるが改善措置を講じており、その効果に期待したい。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育の目的を「人材育成の目的」として学部・学科・研究科・専攻科別に定めており、これらを踏まえて学部・学科・研究科・専攻科ごとのカリキュラムポリシーが明確に設定されている。カリキュラムポリシーに則した教育課程は体系的に編成され適切な科目が配置されており、学生はもとより、受験生にも大学案内等で公表されている。建学の精神を教養教育の神髄として、「生命倫理」を全学の必修科目としている。

大学院においては、社会人大学院生に向けた工夫として「面接遠隔同時授業」などを実施している。「教育推進室」に授業改善専門部会を置いて、組織的に授業の改善に取り組み、単位制度の実質化を保つためにシラバスの充実を図っている。

【参考意見】

○適切な単位数の履修登録を行うように指導されているものの、キャップ制半期 30 単位

が履修単位上限に設定されているため、教育の質保証の観点から年間履修単位数の設定について検討が望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

ポータルサイトを利用した「CEAS (授業支援システム)」「KiTss (畿央大学総合支援システム)」を活用し、教員の授業支援、学生の学修支援を積極的に実施している。アクティブ・ラーニングの取組みとしてタブレット型コンピュータを全員に貸与し、教育効果の向上を図っている。担任制が学修支援の一環として有効に機能し、学生と教員のコミュニケーションの場となっている。また、教育推進部及び進路支援部の職員が教員と連携し、学生の学修を支援している。「大学教育学習基盤部」によるサービスや、オフィスアワーなど学修支援のシステムが整備されている。退学者、留年者、休学者については時期や理由をまとめ、その後の学生指導に生かせるよう対策を行っている。学生の意見をくみ上げる手段として、「学生による授業アンケート」「学生生活実態・満足度調査」などを実施し、学生の声を学修、授業支援の改善に反映させている。

【優れた点】

○平成 26(2014)年度入学生から全員にタブレット型コンピュータを貸与し、それを活用したアクティブ・ラーニングを実施して教育効果を上げている点は高く評価できる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

大学、大学院のディプロマポリシーを明確に定め、それに基づいた学位授与の方針を定めて厳格に適用している。

卒業要件については学則に定め、所定の単位を取得した者は教授会の議を経て学長が卒業認定している。単位の認定については教務委員会及び教授会で厳正に行われている。大学における履修状況・成績状況の客観的把握として GPA(Grade Point Average)制度を取入れ、学生個人の授業効果の判定や学修指導上の目安として活用している。GPA については、学生には入学後のオリエンテーションで説明し、学生に配付する学生ハンドブックに

より周知している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア教育の取組みについて、「キャリア入門セミナー」「キャリア形成セミナー」の2科目を必修とし、「企業インターンシップ」「学校インターンシップ」「海外インターンシップ」の科目を設けて単位認定を行うなど、教育課程の中でインターンシップを実施し、学生に幅広くインターンシップ参加を促す取組みが行われている。

キャリア開発関連科目においても実社会で活躍している人材を活用するなど、卒業後、就業先での活動に直接役立つ実践的なキャリア教育が教育課程内でなされている。進路支援部には、学生のキャリア形成や資格取得、就職活動等の支援を行う「キャリアセンター」及び教員採用試験・公務員試験の対策や支援を行う「教採・公務員対策室」を設置し、専任教員を配置している。専任教員とキャリアセンター職員による「ダブル担任制」で情報共有しながら学生のサポートが行われている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

全授業科目について「学生による授業アンケート」を実施し、授業内容の理解度、教員の授業内容の評価、学生自身の学修到達度などを確認し、授業の点検・評価に役立っている。学生の授業評価アンケート実施後、教員から「教員による授業改善アンケート」の提出を求め、「教育推進室会議」「大学運営協議会」で検討するなど、授業評価を授業内容・方法、学修指導及び授業環境改善に役立てるための組織的な取組みがなされている。

担任が学期ごとに年2回学生の個別面談を行い、成績・出欠・進路希望等の把握、助言・指導などの学修指導を行っているほか、「学生生活実態・満足度調査」を実施して教員間で情報共有を行いながら、学生の学修指導・生活指導に活用している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

「教育推進部」を設置し、学生の動向を把握し、その結果を教職員が情報共有し、学生サービスの充実・向上に努めている。大学が独自に開発した「健康支援システム」により、学生が健康の自己管理を行えるようにしている。施設利用に関して、「KiTss（畿央大学総合支援システム）」により、学生が主体的に課外活動を行えるように整えており、教育活動を展開する上でも、学生が課外活動を行う上でも十分な環境が整備されている。「学生支援センター」の統括のもとに学生生活支援が行われている。奨学金については多様な制度が準備され、学生生徒等納付金の分納・延納制度など経済的に厳しい環境の学生に対して対応がなされている。学生サービスの評価に関しては、「学生生活実態・満足度調査」、担任の個別面談、「畿友会」との懇談会などの結果から学生の意見・要望を把握し、改善策の検討がなされている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数及び教授数は大学設置基準、大学院設置基準を満たしている。授業科目の非常勤依存率、専任教員による授業時間、専任教員の年齢構成、男女比等は概ねバランスの良い構成である。教員の採用・昇任に関する規則が定められており、公正なプロセスによって各選考がなされている。「学生による授業アンケート」「教員による授業改善アンケート」により教育力の向上に努めることを教員に求め、研究業績の報告、学務への貢献、地域・社会貢献活動を併せて教員評価がなされている。また「教育推進室」、その下に「共通教育専門部会」を組織して教養教育の実施・改善を図る組織体制が整備されている。加えてFD活動として「研究授業」を開催し、効果的な授業方法についての検討がなされ、教員の授業スキルの向上に努めている。

【優れた点】

○「研究授業」の参観後に開催する「授業研究会」にて意見交換を行い、「研究授業」に参加できなかった教員に対しては録画を視聴させるなど、教員の授業スキルの向上に効果を上げている点は高く評価できる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、教育施設、設備は設置基準を十分上回っており、適切に整備されている。施設設備の維持・保守についても、適切に管理されている。

全講義室に映像・音響設備を完備してパソコンや視聴覚機器を活用した授業が可能となるように整えられているほか、講義室は IC カードの学生証による出席確認ができ、IT 技術を活用した教育環境が整備されている。ICT 環境に関しては、「情報環境基本計画」を策定し、高度な ICT 利用環境の整備を進めている。

アクティブ・ラーニングを手法とする授業は 10 人程度、実習・演習授業は 40 人程度でクラスを編制している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

大学は、寄附行為により法令を遵守することを明確にするとともに、学内諸規則に基づき適切に運営されており、経営の規律と誠実性は維持されている。

理事会、評議員会のもと、大学及び大学院学則に掲げている使命・目的を実現するために「学園中長期計画」を策定して教職員が連携して努力している。

寄附行為及び学則等は関係の法令に従って制定され、法令が改正された際には、理事会

等の手続きを経て変更を行うなど適切に対応している。

環境保全については「畿央大学エコキャンパス推進方針」を定め、学生を含む「エコキャンパス推進委員会」を設置した取組みを展開している。また「学園ハラスメントの防止等に関する規則」「学園公益通報に関する規程」等その他の諸規則を制定、周知するとともに、年1回の学内研修会を設けるなど人権教育にも力を注いでいる。

情報の公表では、法令で定められた教育情報・財務情報をホームページで公開し、広く社会に周知している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為に使命・目的の達成のため理事会が意思決定する旨が定められている。理事会は定例年4回の開催であるが、寄附行為に定められた重要事項は、事前に評議員会に諮問し適切に意思決定がなされている。また、理事、監事、評議員の選任手続きは寄附行為の定めに従って適正に行われており、その構成についても規則を満たしている。なお、理事会、評議員会ともに出席率は概ね良好であり、監事は業務監査及び会計監査を行い、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

理事会のもとに法人内部役員、役職員を中心として構成する「理事長室会議」を組織している。会議は毎月2回開催しており、「学園中長期計画」や各事業の企画立案・実施を統括管理し、法人の経営計画・情報戦略等の案件や理事会に諮る議案を審議し、戦略的意思決定ができる体制が整えられている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長は理事長が兼務しているが、それぞれの職務権限は明確に区別されている。

教授会は「畿央大学教授会規程」に基づいて定められた事項に関して学長に意見を述べている。特に学長を室長とする「教育推進室」では、大学及び大学院の全教育課程を通じた組織的かつ継続的な教育内容の方法及び改善を行っており、教育推進室会議から各部会に審議課題が提起されるなど、学長のリーダーシップのもとに教育改革が推進できる組織体制が確立している。

学長の諮問機関として、大学運営協議会が定例で週 1 回開催されている。この会は学長以下法人並びに大学の教育及び事務局管理職で構成されるため、日々の大学運営で直面する課題に対する迅速な対応を取るための体制を構築している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

教授会、事務局管理職会議には理事会・評議員会の議事内容が報告されている。大学運営協議会、教授会、各種委員会の議事録は全教職員が閲覧できる仕組みになっており、教学部門と管理運営部門間の情報共有もできている。

寄附行為に基づいて 2 人の監事が選任され、理事会及び評議員会に出席して意見を求めている。理事会、評議員会の構成員は大学の教育研究部門、管理事務部門双方の役職者を含んでいる。大学運営協議会は理事長兼任学長、理事が構成員となっており、法人及び大学の各管理運営機関が相互にチェックする体制が整備され、ガバナンスが機能している。

理事長は主要な会議等を基軸にリーダーシップを発揮し、現場の教職員の意見が反映される委員会や会議体の報告が教授会や大学運営協議会に上がることで、リーダーシップとボトムアップのバランスが取れた運営ができている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学園組織規程」を定めて組織編制を明確に示している。また「学園事務分掌に関する規則」により各部門の担当業務を明示し、各部署に適切に職員を配置し業務の執行体制、責任体制を明確にしている。事務組織は、法人事務局と大学事務局に分かれており、それぞれの事務局の所掌を明確にし、連携を図りながら業務を遂行している。

職員の資質向上を目的として、毎年 9 月に SD 研修会を開催し、テーマを決めた講演、

グループワークによる研修を実施している。業務上の知識、技術は OJT 研修を中心にして向上を図っている。外部研修としては、文部科学省や日本私立大学協会が主催する研修会や講演会等に参加し、事務局管理職会議や全職員会議で報告を行っている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 24(2012)年度から 5 年ごとの「学園中長期計画」を策定し、それに基づき各部署で単年度の事業計画と予算編成を行っている。予算編成は理事長が指名する理事、法人事務局長、法人総務部長で構成する予算会議で各部署へのヒアリング・折衝を行い、次年度の事業計画案と予算案を作成し、評議員会に諮り理事会で承認を得ている。

「学園中長期計画」に基づき計画的に学部学科の増設、定員増加を計画策定し、学生募集は学部では全ての学科で入学定員、収容定員を充足している。安定した学生募集や資産運用、収益事業、寄附金募集などにより増収傾向が継続し財政基盤は安定している。資産運用については「学園資産運用規則」を定めて、安全を第一に適切に運用している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、学校法人会計基準及び「学園経理規程」「学園資金管理規則」「学園資産運用規則」等に基づいて会計処理を行っており、不明な点については公認会計士の指導や助言を受けて適正に行っている。

会計監査については内部監査室を設置して、会計処理の適切性をチェックする体制を整備している。中間決算、本決算では公認会計士の実地監査を受けて公認会計士から監事と内部監査室担当者が同席の上で講評を受け、指摘事項があれば適切に対応している。会計監査は公認会計士の監査法人、監事及び内部監査室の立場から適時監査を受ける体制が整備され、厳正に実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学及び大学院の学則第 2 条に「教育研究の向上を図り使命・目的を達成するために自己点検・評価を実施する」ことを規定している。従来自己点検評価委員会を平成 27(2015)年 4 月に改め「畿央大学 大学評価委員会規程」を整備し「大学評価委員会」で評価項目を規定し、大学の到達点を確認、課題を分析、改善策を検討して具体化を図ることとした。

自主・自律的な点検・評価としては毎年の「学生による授業アンケート」「学生生活実態・満足度調査」「保護者アンケート」、担任による学生面談のまとめ等を集計し、その結果を教職員の管理職で共有し改善策を検討している。教員から「教員による授業改善アンケート」及び研究成果報告の提出を受け教育研究活動の把握と課題改善に取り組んでいる。

平成 21(2009)年度に大学機関別認証評価を受けた後、平成 27(2015)年度に「大学評価委員会」にて自己点検・評価を実施した。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「教学 IR 担当部会」を立上げて「学生による授業アンケート」「学生生活実態・満足度調査」「保護者アンケート」、担任による学生面談のまとめ等の集計、「教員による授業改善アンケート」、研究成果報告、学内の資料データ等を分析し、透明性の高い自己点検・評価が実施されている。

現状把握のために、教育推進部、入学部、進路支援部等、各部署の調査、事務局管理職の総括会議資料などの各種データを集積し、その分析に基づいて日常的に自己点検・評価活動が実施されており、その結果は学内ポータルサイト等を利用して教職員に共有されている。平成 21(2009)年度、平成 27(2015)年度の自己点検・評価結果についてはホームペ

ージで公開している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価に関しては「畿央大学 大学評価委員会規程」を整備して「大学評価委員会」を開催し、地元地方自治体の職員に陪席を依頼し、組織的に自己点検・評価活動が実施されている。「大学評価委員会」による自己点検・評価及び「学生による授業アンケート」「学生生活実態・満足度調査」「保護者アンケート」、担任による学生面談のまとめ等の集計、「教員による授業改善アンケート」、研究成果報告などの評価結果について「大学運営協議会」で検討し、教育研究、大学運営の改善に役立てており、自己点検・評価を活用する PDCA サイクルの仕組みが確立している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 社会連携

A-1-① 社会連携の定義と目的の明確化

A-1-② 社会連携活動の周知

A-2 教育型地域連携活動

A-2-① 実践型教育の取り組み

A-2-② 地域課題解決に向けた取り組み

A-2-③ 社会人教育

A-3 研究型社会連携活動

A-3-① 各研究所・研究センターの取り組み

A-3-② 受託研究・奨学寄付

A-3-③ 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「KAGUYA プロジェクト」

【概評】

地域連携活動では、大学の持つ物的・人的資源を社会に提供し、社会発展に寄与することを目的とし、同時に大学での教育・研究の発展にも役立てる取組みが見られる。社会連携活動を「教育型地域連携」「研究型社会連携」に区分し、建学の精神を教育理念に置いて地域に貢献できる有為な人材の育成や、地域における健康づくり、大学の学術研究水準の

向上など国際的視野に立った健康で心豊かな社会の実現に貢献することを掲げ、地域の諸機関と連携・協力した活動を行っている。具体的には、「離島・へき地医療体験実習」「KIO 元気塾」「マミポコ・キッズ」「マミポコ・親子ひろば」「TASK (健康支援学生チーム)」「奈良県の食材を使ったレシピ開発」「西名阪自動車道香芝サービスエリアレシピ開発」など独自の取り組みが行われている。

「健康科学研究所」を設置し健康科学に関する質の高い研究を統括的に行い、社会に貢献することを目指している。「ニューロリハビリテーション研究センター」は、ニューロリハビリテーション研究の中核拠点として設立されるなど、最先端の科学的手法を使い健康科学分野で新たな知見を求め、科学的分析で教育現場の課題の解決策を見出そうとする研究活動が行われている。私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「KAGUYA プロジェクト」は、地域密着型研究のモデルとなるような研究拠点形成を目指した研究で、地域住民同士のつながりの向上を目的として、住民リーダーの育成、学生チームの実践教育、健康情報アプリの開発を5年計画で実施されている。

このように社会と連携した研究活動が活発に行われており、今後の更なる発展に期待する。

